

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月10日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	由布市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yufu.oita.jp/kurashi/mynumber/my_number/

執行機関名 由布市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	由布市学校児童生徒就学援助規則(平成18年教育委員会規則第7号)に基づく事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第7の項 由布市学校児童生徒就学援助規則(平成18年教育委員会規則第7号)に基づく事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18条)第1条	由布市学校児童生徒就学援助規則 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、 <u>小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒</u> (同法第18条に規定する学齢児童又学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。)又は入学予定者(翌年度の由布市立小中学校の入学予定者で由布市に住所を有する者をいう。以下同じ。)のうち、 <u>経済的理由によって就学困難な児童又は生徒</u> に対し、就学のために必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		由布市学校児童生徒就学援助規則